



年末調整の準備 その2

年末調整では毎年の所得税制の改正内容を把握しておく必要がありますね。

I. 年末調整に必要な添付書類

通常は毎月若干多めに源泉所得税を徴収されているため、年末調整によって天引きすぎの税金を本人に返金することが多いですね。

特に次のような方は税金がたくさん還付されることが多いので、**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**にしっかり該当事項が記載されているか、確認したいものです。

- ・ 出生などによる扶養親族の増加
- ・ 結婚による控除対象配偶者の発生
- ・ 本人の障害者、寡婦、寡夫、勤労学生への該当

II. 注意点

1. 定率減税の額が引き下げられています。

平成18年分の所得税については、定率減税の額が引き下げられています。定率減税額は、昨年までは所得税額の20%相当額(最高25万円)でしたが、今年は所得税額の10%相当額(最高12万5千円)とすることとされました。つまり減税額が昨年の半分になってしまったということです。

なお、平成19年分の所得税からは、定率減税が廃止されますので、来年の減税額はゼロとなります。

2. 源泉徴収税額表などが改正されることとなりました。

所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改正されることとなりました。

新しい税額表が税務署から送付されてきていますので、来年の源泉税の計算の際にご利用ください。

なお当事務所が配布しております税務手帳にも新しい税額表が掲載されていますのでご活用ください。

III. 便利なホームページ

国税庁のHP タックスアンサーでは、年末調整の手引きのほか、各種年末調整に必要な用紙がダウンロードできます。

国税庁タックスアンサー <http://www.taxanser.nta.go.jp/>